

豊田市とよた地域クラブ活動大会参加旅費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、とよた地域クラブ活動大会参加旅費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、とよた地域クラブ活動に所属する生徒が大会等への参加に要する経費を補助することにより、スポーツ・文化芸術活動を奨励し、生徒の心身の健全な育成を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する地域学校共働本部又は生徒の保護者とし、同一大会について、地域学校共働本部及び生徒の保護者の双方から申請することはできないものとする。ただし、宿泊を伴う場合はこの限りではない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 豊田市税の滞納がある者でないこと。
- (3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 豊田市教育委員会、愛知県教育委員会、愛知県中小学校体育連盟又は全日本中学校体育連盟が主催する大会（文化芸術活動に係る大会は、豊田市教育委員会又は愛知県教育委員会が後援する大会を含む。）への参加（とよた地域クラブ活動として参加する大会に限る。）
- (2) 予選を経て、市の代表として出る大会への参加（とよた地域クラブ活動として参加する東海大会以上の大会に限る。）
- (3) その他市長が特に必要と認めた大会への参加

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) スポーツに係る大会に参加する場合

ア 大会に出場（大会に直接参加することをいい、応援又は帯同のみの参加を除く。以下同じ。）する資格のある選手（以下「登録選手」という。）の交通費（団体競技については、登録選手のほか、登録選手数の2分の1以内の生徒に係る交通費を追加することができるものとする。）

イ 県外で実施される大会の登録選手の宿泊費（団体競技については、登録選手のほか、登録選手数の2分の1以内の生徒に係る宿泊費を追加することができるものとする。）

- (2) 文化芸術活動に係る大会に参加する場合

ア 大会に出場する生徒の交通費

イ 県外で実施される大会に出場する生徒の宿泊費

- (3) 大会中止の場合

前2号のキャンセル料

2 前項に掲げる交通費は、次の各号の規定による。

(1) 公共交通機関を利用する場合は次のとおりとする。

ア 学校の最寄駅等から大会会場の最寄駅等までの公共交通機関の往復運賃を補助対象とする。

イ 公共交通機関の運賃については、子ども料金等の割引が適用される場合はその額をもとに算出する。

ウ 航空機の利用はやむを得ないと認められる場合に限り補助対象とする。

(2) バス等車両借上料(タクシー使用料を含む。以下同じ。)は、学校から大会会場までの合理的な経路に係る運賃を補助対象とする。

(3) 保護者等が自家用車等により送迎する場合の燃料費、有料道路代等の経費は補助対象外とする。

3 第1項に掲げる宿泊費は次の各号の規定による。

(1) 大会の開会式又は大会要項に規定される公式練習日から出場する日の前日までの宿泊を補助対象とする。ただし、表彰等に該当する生徒が閉会式等への参加を必要とする場合に限り、その前日までの宿泊を含むことができるものとする。

(2) 公共交通機関の利用時に限り、出発地を午前6時30分に出発しても大会の受付、大会要項に規定される公式練習への参加等が困難な場合の前泊を補助対象とする。

(3) 大会会場が三重県、岐阜県、長野県又は静岡県の場合は、真にやむを得ない場合を除き補助対象外とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は次の各号の規定による。

(1) 前条第1項の補助対象経費の実費と別表の算定基準による額を項目ごとに比較し、いずれか低い額の合計とする。

(2) 予算の範囲内において決定する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、とよた地域クラブ活動大会参加旅費補助金交付申請書(様式第1号)を、補助事業開始日の10日前の日までに市長に提出しなければならない。ただし、上位大会への参加決定時期により、当該期限までに提出することが困難であると市長が認める場合は、上位大会への参加決定後、速やかに提出することができるものとする。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、とよた地域クラブ活動大会参加旅費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知しなければならない。

(計画変更)

第9条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、申請の内容を変更(廃止又は中止を含む。軽微な変更は除く。)をする場合は、速やかにとよた地域クラブ活動大会参加旅費補助金計画変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは、とよた地域クラブ活動大会参加旅費補助金変更決定通知書(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、とよた地域クラブ活動大会参加旅費補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付の方法)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、とよた地域クラブ活動大会参加旅費補助金確定通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

2 前項の通知を受けた申請者は、請求書に補助金を振り込む口座情報が確認できる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

4 申請者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、補助事業の完了の前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(交付決定の取消等)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条から第5条までの規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(関係書類の保存)

第13条 申請者は、交付申請に係る全ての関係書類を、交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調査等)

第14条 市長は、申請者に対して、補助金に関する必要な事項を調査し、報告を求め、又は検査することができる。

2 申請者は、前項の規定に基づく調査、報告及び検査を正当な理由なく、拒んではならない。

(電子申請等)

第15条 この要綱における申請、通知等は、豊田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成18年条例第1号)の規定により、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの

要綱の規定により既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

項目	分類	算定基準
交通費	公共交通機関の運賃	公共交通機関を利用する場合の最も経済的な通常の経路及び方法における運賃
	バス等車両借上料	
宿泊費	東京	21,000円
	京都	20,000円
	千葉、兵庫、福岡	17,000円
	埼玉、神奈川、新潟、大阪	16,000円
	北海道、香川	15,000円
	岡山、広島、熊本	14,000円
	山梨、長野、岐阜、長崎	13,000円
	青森、宮城、群馬、静岡、三重、奈良、島根、愛媛、高知、沖縄	12,000円
	秋田、茨城、栃木、富山、滋賀、和歌山、佐賀、大分、宮崎、鹿児島	11,000円
	岩手、山形、石川、福井、徳島	10,000円
	福島、鳥取、山口	9,000円